

すみれ訪問看護ステーション

運 営 規 程

(医療保険)

公益財団法人会田病院

すみれ訪問看護ステーション

すみれ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人会田病院が開設するすみれ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師等の者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び常時介護が必要な者（以下「利用者」という）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指し、在宅療養が継続できるよう援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 すみれ訪問看護ステーション
 - (2) 所在地 福島県西白河郡矢吹町本町 198 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問看護の提供に当たるものとする。
また、管理者は、ステーションに対する訪問看護の利用の申し込みに係る調整、看護師等に対する技術指導等を行う。
 - (2) 看護職員の数、常勤換算で 2.5 人以上とする。
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、利用者の同意を得、訪問看護計画書を交付し 訪問看護の提供を行う。
 - (3) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士は、1 人以上とする。
作業療法士や理学療法士、言語聴覚士はアセスメントし、より高い専門性を持ってリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日・祝祭日及び年末年始(12月31日から1月3日)を除く。
- (2) 時間 月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時まで
土曜日は午前8時30分から12時30分までとする。

2 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとし、訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担分とする。なお、訪問看護の内容及び料金その他の費用の額は、ステーションの見やすい場所に掲示する。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄・清潔等の日常生活の自立に向けての支援
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

2 その他の利用料については、別表の通りとする。

3 前第1項・第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、矢吹町、泉崎村、中島村、鏡石町、白河市(旧市内・大信)、天栄村(大里・下松本地域付近まで)。*その他に関しては相談に応じて訪問とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態(BCPを含む)が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。尚 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 ステーションは、看護師等の質的向上をはかるために研修の機会を次のとおり設け、質の高い看護を提供する。

- (1) 訪問看護養成講習
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者に指導する。
 - 4 ステーションは、提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に相談窓口を設け、体制を整える。
 - 5 ステーションは、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者に対する訪問看護提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は財団法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1、この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2、一部改正し、平成15年10月1日から施行する。
- 3、一部改正し、平成17年1月1日から施行する。
- 4、一部改正し、平成17年4月1日から施行する。
- 5、一部改正し、平成17年11月7日から施行する。
- 6、一部改正し、平成27年8月1日から施行する。
- 7、一部改正し、平成29年7月1日から施行する。
- 8、一部改正し、平成30年8月1日から施行する。
- 9、一部改正し、令和元年10月1日から施行する。
- 10、一部改正し 2024年6月1日から施行する。

別表

その他の利用料

- 1 交通費は、自動車を利用した場合、ステーションから利用者宅まで片道の距離に1 km×50 円（税別）の料金とする。
- 2 死後の処置料は、10,000 円(税別)の料金とする。
- 3 時間外料金は診療報酬で定められた加算に応じた料金とする。